

# 京都市立小中学校耐震化 P F I 事業

## 基本協定書(案)

平成 21 年 5 月 15 日

京 都 市

## 基本協定書

京都市立小中学校耐震化PFI事業（以下「本事業」という。）に関して、京都市（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）及び協力企業として〇〇株式会社から△△業務を受託することを予定している□□会社（以下「丙」という。）との間で、以下のとおり、基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本基本協定は、本事業に関し、乙が落札者として決定されたことを確認し、乙と甲との間で締結する京都市立小中学校耐震化PFI事業契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、甲、乙及び丙の双方の義務を定めるとともに、その他、本事業の円滑な実施等に必要な双方の協力、諸手続について定めることを目的とする。

### （努力義務）

第2条 甲、乙及び丙は、甲と乙が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとし、京都市議会の議決を得て事業契約の効力が生じるように最善の努力をする。

2 乙及び丙は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の入札手続にかかる京都市立小中学校耐震化PFI事業提案審査委員会及び甲の要望を尊重する。

### （業務の委託、請負）

第3条 乙は、〔耐震補強工事に係る業務、耐震第二次診断に係る業務、耐震補強設計に係る業務、耐震第二次診断及び耐震補強設計に係る第三者機関の判定取得に係る業務、耐震補強工事に係る業務、建築基準法第12条に基づく建築物の定期調査及び定期点検に係る業務、建築基準法第12条に基づく建築設備の定期検査及び定期点検に係る業務〕を実施し、丙は、〔工事監理に係る業務〕を実施するものとする。

2 乙及び丙は、甲と乙との間で事業契約が締結された後、速やかに、前項に定める各業務について業務委託契約又は請負契約を締結するものとし、締結後速やかにその写しを甲に提出するものとする。

3 丙は、受託し又は請け負った業務を誠実に実施しなければならない。

### （事業契約）

第4条 甲及び乙は、本事業にかかる事業契約の仮契約を、本基本協定書締結後、平成21年9月18日を目処として、京都市議会への事業契約にかかる議案提出日までに、締結するものとする。

2 前項の仮契約は、京都市議会の議決を得たときに本契約としての効力を生じるものとする。

3 甲は、入札説明書に添付の事業契約書(案)の文言に関し、乙から説明を求められた場合、入札説明書において示された本事業の目的、理念に照らしてその条件の範囲内において趣旨を明確化するものとする。

4 甲、乙及び丙は、事業契約締結後も本事業の遂行のために協力するものとする。

5 乙又は丙は、第6条にかかわらず、本事業の入札行為に関し、乙又は丙の責めに帰すべき事由により事業契約が締結されなかった場合は、本事業に係る落札価格の100分の5に相当する金額を、違約金として甲に支払わなければならない。

(準備行為)

第5条 乙及び丙は、事業契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、この場合、甲は、必要かつ可能な範囲で、乙及び丙に対して協力するものとする。

2 乙及び丙は、事業契約締結後も前項の甲の協力の結果を利用して本事業を実施するものとする。

(事業契約締結不調の場合の処理)

第6条 事由の如何を問わず（事業契約の締結について、京都市議会の議決が得られない場合を含む。）、乙と甲との間において、事業契約が効力を生じるに至らなかった場合には、甲、乙及び丙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、甲乙及び丙は、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

(秘密保持)

第7条 甲、乙及び丙は、本基本協定に関する事項につき知り得た情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、本基本協定締結の前に既に自ら保有していた場合、公知であった場合、本基本協定に関して知った後自らの責めによらずして公知になった場合、本基本協定に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合、裁判所からの強制力のある命令により、開示が命じられた場合、乙が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合及び甲が京都市情報公開条例（平成3年7月1日条例第12号）等に基づき開示する場合は、この限りではない。

(有効期間)

第8条 本基本協定の有効期間は、本基本協定締結の日から事業契約終了の日までとする。

(準拠法)

第9条 本基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争については、京都地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上を証するため、本基本協定書を●通作成し、甲、乙及び丙は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年9月1日

甲 所在地 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
京都市  
代表者 京都市長 門川 大作

乙 所在地  
商号又は名称  
代表者

丙 所在地  
商号又は名称  
代表者